

本別町告示第11号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の規定に基づき、次の通り徴収業務委託事業者を指定したので告示する。

令和6年4月1日

中川郡本別町長 佐々木 基 裕



- ・委託事業者には徴収させる歳入
太陽の丘循環バス運行条例第3条に定める使用料
- ・徴収業務を委託する路線と委託事業者の住所、名称
北海道中川郡本別町北5丁目5番地9
本別ハイヤー有限公司 代表取締役 白木智康
- ・委託事業者には徴収させる期間
令和6年4月1日から令和6年6月30日